

# 一般財団法人福岡県建築住宅センター 確認検査業務手数料規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人福岡県建築住宅センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第38条に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) センター物件 直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターが交付している建築物、工作物又は昇降機
- (2) 他機関物件 直前の確認済証又は中間検査合格証をセンター以外の機関が交付している建築物、工作物又は昇降機
- (3) センター判定物件 建築物エネルギー消費性能適合性判定（住宅性能評価書等により省エネ適判の手続きを省略する場合は当該住宅性能評価等を含む。以下同じ。）をセンターにて受けた建築物
- (4) 他機関判定物件 建築物エネルギー消費性能適合性判定をセンター以外の機関にて受けた建築物

## (建築物の分類)

第3条 申請に係る建築物について、確認申請書第四面に記載された当該建築物の用途区分コードにより別表第1の通り分類する。

- 2 一の申請建築物に複数の用途が存在する場合は、当該申請建築物の申請床面積のうち最も大きな床面積を占める用途にて前項の分類を適用する。
- 3 申請に係る建築物が複数の場合は、主たる申請建築物（申請に係る建築物のうち申請部分の床面積が最も大きい建築物をいう。以下同じ。）及び附属する申請建築物のすべてにおいて、それぞれ第1項の分類を適用する。ただし、次の各号に掲げる附属建築物については、その床面積を主たる申請建築物の申請部分の床面積に加えて一の主たる申請建築物とみなし、次条以降（第5条を除く。）の申請手数料を算定する。
  - (1) 床面積が10㎡以下であり確認申請書第四面の作成を要しないもの。
  - (2) 主たる申請建築物が別表第1におけるA類、B類又はC類に該当し、かつ、当該附属建築物の床面積が30㎡以下であるもの。

## (確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条（業務規程第24条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる種別に応じ、確認申請1件（昇降機においては1基）につき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 申請に係る建築物毎に別表第2-1、別表第2-2、別表第2-3及び別表第2-4にて算出した額の合計に別表第2-5に定める額を加算した額
  - (2) 工作物 別表第3に定める額
  - (3) 昇降機 別表第4に定める額
- 2 建築物（センター物件に限る。）の計画変更申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 構造規定に関する変更を含む場合 変更に係る建築物について前項第1号にて算出した額（別表第2-5の適用については再度審査等が必要となるものに限る。以下「計画変更基準額」といい、敷地形状の変更等、これによらない場合は次項による。）の70%（千円未満は切り捨てとする。）と7万円の少ない方の額
  - (2) 建築物の配置の変更、敷地面積の変更（直前の確認申請における敷地面積の5%以下の減少に限る。）又は浄化槽に関する変更（これらの複数にわたる場合を含む。）であり、建築基準関係規定に適合することが明らかである場合 計画変更基準額の50%（千円未満は切り捨てとする。）と2万円の少ない方の額
  - (3) 前2号以外の場合 計画変更基準額の60%（千円未満は切り捨てとする。）と5万円の少

ない方の額

- 3 次の各号に掲げる場合の計画変更基準額の算出は、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 敷地形状の変更等、建築物に係る変更がない場合 主たる申請建築物を変更に係る建築物とみなして計画変更基準額を算出する。
  - (2) 確認申請書第四面の作成を要しない申請建築物に係る変更のみの場合 当該申請建築物の確認申請書第四面を作成したときに想定される記載内容により計画変更基準額を算出する。
- 4 建築物（他機関物件に限る。）の計画変更申請に係る手数料の額は、建築に係るすべての建築物について第1項第1号にて算出した額とする。

（中間検査の申請手数料）

第5条 業務規程第26条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請1件につき、申請に係る建築物毎に別表第5-1、別表第5-2、別表第5-3及び別表第5-4にて算出した額の合計に別表第5-5に定める額を加算した額とする。

（完了検査の申請手数料）

- 第6条 業務規程第32条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる種別に応じ、完了検査申請1件（昇降機においては1基）につき、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 建築物 申請に係る建築物毎に別表第6-1、別表第6-2、別表第6-3及び別表第6-4にて算出した額の合計に別表第6-5に定める額を加算した額
  - (2) 工作物 別表第7に定める額
  - (3) 昇降機 別表第8に定める額
- 2 追加説明書（変更の内容が建築基準法施行規則第3条の2に該当するものを除く。）の提出があった場合は、審査手数料として、第4条第2項、第3項又は第4項の計画変更の手数を加算する。
  - 3 完了検査又は追加説明書の審査の結果、再度の現場検査を行う場合は、その費用として、当該完了検査申請手数料の50%を加算する。

（申請手数料の減免）

- 第7条 センターに建設住宅性能評価申請を行っている建築物（他機関物件を除く。）における建設住宅性能評価の現場検査と同時に実施する中間検査又は完了検査の申請手数料は、第5条又は第6条に定める額（別表第6-5による加算額を除く。）に50%を掛けた額（千円未満は切り捨てとする。）と別表第6-5による加算額の合計とする。
- 2 災害罹災により建築物の建築、大規模な修繕をする場合の申請手数料は、第4条、第5条及び第6条に定める額の50%とする。
  - 3 前項の規定は、業務規程第39条第4項に基づく減額が適用される場合は適用しない。

（確認帳簿記載事項証明に関する手数料）

第8条 業務規程第53条に規定する確認帳簿記載事項証明に係る申請手数料は、証明書の発行1通につき2,200円（税込金額（税率10%））とする。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

- 附 則 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成26年3月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年8月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

- 附 則 この規程は、令和4年7月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和6年2月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和6年10月1日から施行する。ただし、令和6年9月30日までにセンターが確認申請を引き受けた物件における施行日以降に申請された検査等については、改定前の規程（令和6年2月1日施行）を適用する。
- 附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 建築物の分類

用途区分コード	具体的用途	手数料分類
08010	一戸建ての住宅	A
08020	長屋	B
08030	共同住宅	C
08040	寄宿舎	C
08050	下宿	C
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	A
08070	幼稚園	F
08080	小学校	F
08082	義務教育学校	F
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	F
08100	特別支援学校	F
08110	大学又は高等専門学校	F
08120	専修学校	F
08130	各種学校	F
08132	幼保連携型認定こども園	F
08140	図書館その他これに類するもの	F
08150	博物館その他これに類するもの	F
08152	美術館その他これに類するもの	F
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	E
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	F
08180	保育所その他これに類するもの	F
08190	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	F
08192	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	E
08210	児童福祉施設等(前4項に掲げるもの及び保育所その他これに類するものを除く。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	F
08220	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	F
08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	F
08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	F
08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	E
08260	病院	F
08270	巡査派出所	E
08280	公衆電話所	E
08290	郵便法(昭和22年法律第165号)の規程により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	E
08300	地方公共団体の支庁又は支所	E
08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	E
08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	E
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	E
08340	工場(自動車修理工場を除く。)	E
08350	自動車修理工場	F
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	E
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	F

08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	F
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	F
08400	ホテル又は旅館	F
08410	自動車教習所	E
08420	畜舎	D
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	D
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	F
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	F
08450	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	F
08452	食堂又は喫茶店	F
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	E
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	E
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	E
08470	事務所	E
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	F
08490	自動車車庫	D
08500	自転車駐車場	D
08510	倉庫業を営む倉庫	D
08520	倉庫業を営まない倉庫	D
08530	劇場、映画館又は演芸場	F
08540	観覧場	F
08550	公会堂又は集会場	F
08560	展示場	F
08570	料理店	F
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	F
08590	ダンスホール	F
08600	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	F
08610	卸売市場	E
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	E
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	E
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	E
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	F
08990	その他	F

別表第2-1 基本手数料（建築物・確認申請）

（単位：円）

申請部分の床面積	建築物の分類					
	A類	B類	C類	D類	E類	F類
100 m <sup>2</sup> 以下	36,000	37,000	43,000	30,000	39,000	45,000
100m <sup>2</sup> 超～ 200 m <sup>2</sup> 以下	50,000	52,000	60,000	42,000	56,000	63,000
200m <sup>2</sup> 超～ 500 m <sup>2</sup> 以下	67,000	69,000	73,000	51,000	72,000	76,000
500m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以下	89,000	93,000	106,000	74,000	95,000	111,000
1,000m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	126,000	132,000	151,000	105,000	135,000	158,000

別表第2-2 階数調整額（建築物・確認申請）

（単位：円）

申請部分の床面積	建築物の分類					
	A類	B類	C類	D類	E類	F類
100 m <sup>2</sup> 以下	21,000	22,000	24,000	15,000	22,000	26,000
100m <sup>2</sup> 超～ 200 m <sup>2</sup> 以下	22,000	24,000	27,000	21,000	25,000	31,000
200m <sup>2</sup> 超～ 500 m <sup>2</sup> 以下	30,000	32,000	36,000	25,000	33,000	39,000
500m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以下	44,000	46,000	52,000	37,000	47,000	55,000
1,000m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	63,000	66,000	73,000	52,000	70,000	79,000

※ 本表の調整額は階数3以上の建築物に限り適用する。

別表第2-3 特例調整額（建築物・確認申請）

（単位：円）

申請部分の床面積	建築物の分類（特例調整基準額）					
	A類	B類	C類	D類	E類	F類
100 m <sup>2</sup> 以下	22,000	24,000	26,000	18,000	23,000	27,000
100m <sup>2</sup> 超～ 200 m <sup>2</sup> 以下	30,000	32,000	36,000	25,000	31,000	38,000
200m <sup>2</sup> 超～ 500 m <sup>2</sup> 以下	40,000	42,000	44,000	31,000	41,000	46,000
500m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以下	40,000	42,000	44,000	31,000	41,000	46,000
1,000m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	40,000	42,000	44,000	31,000	41,000	46,000
適用する調整額 (建築基準法施行令第10条 各号の区分による)	第1号：上記特例調整基準額 × ▲100% 第2号：上記特例調整基準額 × ▲100% 第3号：上記特例調整基準額 × ▲75% 第4号：上記特例調整基準額 × ▲70% (A類・B類) 上記特例調整基準額 × ▲50% (C類～F類) 非該当：0					

※ ▲は負値を示す。

※ 適用する調整額の千円未満は切り捨てとする。

## 別表第 2 - 4 その他調整額（建築物・確認申請）

（単位：円）

調整項目	調整額
工事種別	新築 : 0 増築 : (申請以外の部分の床面積を申請部分の床面積とみなした場合の別表第2-1～別表第2-3の合計額) × 20% その他 : 0
複数棟申請	主たる申請建築物 : 0 附属する申請建築物 : (別表第2-1～別表第2-3の合計額に工事種別による調整額を加えた額) × ▲50%

※ ▲は負値を示す。

※ 各調整項目において調整額の千円未満は切り捨てとする。

※ 計画変更申請において、変更に係る建築物が附属する申請建築物のみである場合は、変更に係る建築物のうち申請部分の床面積が最も大きなものを主たる申請建築物とみなして複数棟申請に係る調整額を算定する。

審査項目等	加算額			
省エネ基準適合審査	一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分 10,000 共同住宅、長屋、寄宿舍等 30,000			
消防同意	必要 : 2,000 不要 : 0			
天空率	10,000 × N 1			
構造計算	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">           &lt;ルート2以外<sup>※1</sup>&gt;            階数2以下かつ500㎡以下 : 30,000            階数3以上又は500㎡超 : 50,000            &lt;ルート2&gt;            500㎡以下 : 150,000            500㎡超 : 180,000         </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">× N 2</td> </tr> </table>	<ルート2以外 <sup>※1</sup> > 階数2以下かつ500㎡以下 : 30,000 階数3以上又は500㎡超 : 50,000 <ルート2> 500㎡以下 : 150,000 500㎡超 : 180,000	}	× N 2
<ルート2以外 <sup>※1</sup> > 階数2以下かつ500㎡以下 : 30,000 階数3以上又は500㎡超 : 50,000 <ルート2> 500㎡以下 : 150,000 500㎡超 : 180,000	}	× N 2		
構造計算適合性判定図書との整合性確認	10,000 × N 3			
昇降機併願	18,000 × N 4			
その他特殊な審査 <sup>※2</sup>	別途理事長が定める額			
確認済証の郵送交付	2,000			
電子申請における 副本の書面交付	法第6条第1項第1号～第3号建築物を含む申請 8,000 法第6条第1項第4号建築物のみの申請 5,000 （上記に加え）構造計算書1棟分につき 10,000			

N 1 : 法第56条第7項の規定による特例を適用する区分の数

N 2 : 各構造計算を要する構造上の棟数

N 3 : 構造計算適合性判定を要する構造上の棟数

N 4 : 併願申請する昇降機の数

※1 構造強度に関する仕様規定の除外規定によるものを含む。

※2 避難安全検証法、特定天井の他、別途理事長が定めるもの。



別表第3 申請手数料（工作物・確認申請）

（単位：円）

申請の区別	構造計算の有無	
	構造計算なし	構造計算あり
確認申請	22,000	45,000
計画変更申請（センター物件）	11,000	23,000
計画変更申請（他機関物件）	22,000	45,000

※電子申請における副本の書面交付は1件あたり5,000円加算する。

別表第4 申請手数料（昇降機・確認申請）

（単位：円）

申請の区別	昇降機の種別	
	エレベーター エスカレーター	小荷物専用昇降機
確認申請	22,000	10,000
計画変更申請（センター物件）	11,000	7,000
計画変更申請（他機関物件）	22,000	10,000

※電子申請における副本の書面交付は1基あたり8,000円加算する。

別表第5-1 基本手数料 (建築物・中間検査)

(単位：円)

申請部分の床面積	建築物の分類					
	A類	B類	C類	D類	E類	F類
100 m <sup>2</sup> 以下	40,000	42,000	45,000	45,000	45,000	45,000
100m <sup>2</sup> 超～ 200 m <sup>2</sup> 以下	52,000	54,000	58,000	58,000	58,000	58,000
200m <sup>2</sup> 超～ 500 m <sup>2</sup> 以下	79,000	81,000	82,000	82,000	82,000	82,000
500m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以下	129,000	131,000	133,000	133,000	133,000	133,000
1,000m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	165,000	167,000	169,000	169,000	169,000	169,000

別表第5-2 階数調整額 (建築物・中間検査)

(単位：円)

申請部分の床面積	建築物の分類					
	A類	B類	C類	D類	E類	F類
100 m <sup>2</sup> 以下	9,000	11,000	14,000	14,000	14,000	14,000
100m <sup>2</sup> 超～ 200 m <sup>2</sup> 以下	13,000	14,000	16,000	16,000	16,000	16,000
200m <sup>2</sup> 超～ 500 m <sup>2</sup> 以下	15,000	16,000	17,000	17,000	17,000	17,000
500m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以下	24,000	25,000	26,000	26,000	26,000	26,000
1,000m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	31,000	32,000	33,000	33,000	33,000	33,000

※ 本表の調整額は階数3以上の建築物に限り適用する。

別表第5-3 特例調整額 (建築物・中間検査)

(単位：円)

申請部分の床面積	建築物の分類 (特例調整基準額)					
	A類	B類	C類	D類	E類	F類
100 m <sup>2</sup> 以下	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
100m <sup>2</sup> 超～ 200 m <sup>2</sup> 以下	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
200m <sup>2</sup> 超～ 500 m <sup>2</sup> 以下	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
500m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以下	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
1,000m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
適用する調整額 (建築基準法施行令第10条 各号の区分による)	第1号 : 上記特例調整基準額 × ▲100% 第2号 : 上記特例調整基準額 × ▲100% 第3号 : 上記特例調整基準額 × ▲85% 第4号 : 上記特例調整基準額 × ▲85% 非該当 : 0					

※ ▲は負値を示す。

※ 適用する調整額の千円未満は切り捨てとする。

別表第5-4 その他調整額（建築物・中間検査）

（単位：円）

調整項目	調整額
複数棟申請	主たる申請建築物 : 0 附属する申請建築物 : (別表第5-1～別表第5-3の合計額) × ▲50%
他機関物件	(別表第5-1～別表第5-3の合計額に複数棟申請による調整額を加えた額) × 50%
瑕疵保険同時検査	▲3,000

※ ▲は負値を示す。

※ 各調整項目において調整額の千円未満は切り捨てとする。

別表第5-5 各種加算額（建築物・中間検査）

（単位：円）

中間検査合格証の郵送交付	2,000
新法（令和7年4月1日施行） 適用に係る追加審査※1	第4条第2項（計画変更申請）に相当する額

※ 1 令和7年3月31日までに確認済証の交付を受け、工事の着手が令和7年4月1日以降の物件で  
中間検査申請までに計画変更申請がないもの

別表第6-1 基本手数料（建築物・完了検査）

（単位：円）

申請部分の床面積	建築物の分類					
	A類	B類	C類	D類	E類	F類
100 m <sup>2</sup> 以下	40,000	43,000	56,000	45,000	51,000	58,000
100m <sup>2</sup> 超～ 200 m <sup>2</sup> 以下	51,000	55,000	75,000	61,000	68,000	77,000
200m <sup>2</sup> 超～ 500 m <sup>2</sup> 以下	78,000	85,000	98,000	80,000	91,000	100,000
500m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以下	108,000	120,000	135,000	108,000	123,000	137,000
1,000m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	149,000	161,000	181,000	146,000	164,000	183,000

別表第6-2 階数調整額（建築物・完了検査）

（単位：円）

申請部分の床面積	建築物の分類					
	A類	B類	C類	D類	E類	F類
100 m <sup>2</sup> 以下	14,000	15,000	11,000	9,000	13,000	12,000
100m <sup>2</sup> 超～ 200 m <sup>2</sup> 以下	24,000	25,000	13,000	11,000	16,000	14,000
200m <sup>2</sup> 超～ 500 m <sup>2</sup> 以下	26,000	27,000	17,000	15,000	17,000	18,000
500m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以下	38,000	40,000	30,000	25,000	35,000	31,000
1,000m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	45,000	47,000	49,000	40,000	48,000	50,000

※ 本表の調整額は階数3以上の建築物に限り適用する。

別表第6-3 特例調整額（建築物・完了検査）

（単位：円）

申請部分の床面積	建築物の分類（特例調整基準額）					
	A類	B類	C類	D類	E類	F類
100 m <sup>2</sup> 以下	22,000	24,000	33,000	27,000	29,000	33,000
100m <sup>2</sup> 超～ 200 m <sup>2</sup> 以下	30,000	33,000	48,000	39,000	42,000	48,000
200m <sup>2</sup> 超～ 500 m <sup>2</sup> 以下	46,000	52,000	63,000	50,000	47,000	63,000
500m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以下	46,000	52,000	63,000	50,000	47,000	63,000
1,000m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	46,000	52,000	63,000	50,000	47,000	63,000
適用する調整額 (建築基準法施行令第10条 各号の区分による)	第1号 : 上記特例調整基準額 × ▲100% 第2号 : 上記特例調整基準額 × ▲100% 第3号 : 上記特例調整基準額 × ▲85% 第4号 : 上記特例調整基準額 × ▲80% 非該当 : 0					

※ ▲は負値を示す。

※ 適用する調整額の千円未満は切り捨てとする。

別表第6-4 その他調整額（建築物・完了検査）

（単位：円）

調整項目	調整額
中間検査実施	中間検査実施済 : ▲2,000 中間検査対象外 : 0
複数棟申請	主たる申請建築物 : 0 附属する申請建築物 : (別表第6-1～別表第6-3の合計額に中間検査実施による調整額を加えた額) × ▲50%
他機関物件	(別表第6-1～別表第6-3の合計額に中間検査実施及び複数棟申請による調整額を加えた額) × 50%
省エネ基準検査	別表第6-1～別表第6-3の合計額に中間検査実施、複数棟申請及び他機関物件による調整額を加えた額に次に定める係数を掛けた額 センター判定物件（仕様基準によるものも含む） : 20% センター判定物件（軽微な変更ルートBあり） : 50% 他機関判定物件（仕様基準によるものも含む） : 40% 他機関判定物件（軽微な変更ルートBあり） : 70% 省エネ基準検査を要しない建築物 : 0%

※ ▲は負値を示す。

※ 各調整項目において調整額の千円未満は切り捨てとする。

別表第6-5 各種加算額（建築物・完了検査）

（単位：円）

審査項目等	加算額	
軽微な変更	構造規定に係る変更	3,000（構造計算書の提出を伴う場合は15,000）
	省エネ仕様基準に係る変更	3,000
	上記以外の変更	0
検査済証の郵送交付	2,000	
新法（令和7年4月1日施行）適用に係る追加審査※1	第4条第2項（計画変更申請）に相当する額	
昇降機併願	22,000 × N1	

※ 1 令和7年3月31日までに確認済証の交付を受け、工事の着手が令和7年4月1日以降の物件で完了検査申請までに計画変更申請がないもの（中間検査時に加算している場合は除く。）

N1 : 併願申請する昇降機の数

別表第7 申請手数料（工作物・完了検査）

（単位：円）

申請の種別	高さ	
	4 m以下	4 m超
完了検査（センター物件）	22,000	43,000
完了検査（他機関物件）	28,000	56,000

別表第8 申請手数料（昇降機・完了検査）

（単位：円）

申請の種別	昇降機の種別	
	エレベーター エスカレーター	小荷物専用昇降機
完了検査（センター物件）	27,000	17,000
完了検査（他機関物件）	34,000	23,000